

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十八号

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年岐阜県規則第四百十七号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式第三面を削る。

別記第十六号様式中

右ノ附則
密ニシテ

を削り、同様式備考第三項を削る。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

岐阜県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十九号

岐阜県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

岐阜県流域下水道事業財務規則（令和二年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一百十三条第二項及び第一百十四条中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

企業管理規程

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業財務規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第四百四十条第二項及び第四百四十一条中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四百四十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
株式会社丸美石油店	水野 益裕	岐阜市芥見四丁目八番地の一	令和 八・ 七・二一

岐阜県告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字杉ヶ洞九三〇三、九三〇九、九三一一、九三一九の四、九三二〇の四、字鷹尾九三三六、九三三七の二、九三三四・九三三七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉ヶ洞九三〇三、九三〇九、九三一一・九三一九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九三二〇の四、字鷹尾九三三四、九三三六、九三三七の一、九三三七の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字大石二四五三の一・二四五三の二・二四六六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町小那比字桑ヶ島六八九七の一・六九〇五・六九〇七の二・六九〇七の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市乗政字番ヶ洞七六九の一、七七三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市金山町戸部字ヨマセ一五六七、一五六八の一、一五七〇の二、一五七一の一、一五九八、一六〇〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字川尻五一の二・五一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県告示第四百四十九号

岐阜県知事 江 崎 禎 英

揖斐郡揖斐川町坂内坂本字前平四〇二二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前平四〇二二の二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字筒洞二二二の二、二二二三、二二二五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村五加字小洞三三〇五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小洞三三〇五の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市宮川町森安字じやぼれ四一四の一から四一四の八まで

二 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和八年九月十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下呂市萩原町桜洞字水洞一七三九の三、一七三九の四一
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水洞一七三九の三（次の図に示す部分に限る。）、一七三九の四一
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を

乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
令和八年九月十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 竹 内 宗 彦

- 1 令和 8 年 9 月 1 日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,591,284人
- 2 総数の50分の1の数
31,826人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
298,911人

4 岐阜県議会議員の名選挙区別の総数及び3分の1の数

選 挙 区 名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	329,657	109,886
大 垣 市	142,443	47,481
高 山 市	69,323	23,108
多 治 見 市	87,215	29,072
関 市 ・ 美 濃 市	84,320	28,107
丹 波 川 市	59,855	19,952
旗 浪 市	28,765	9,589
関 市	54,618	18,206
恵 那 市	37,956	12,652

美濃加茂市	42,444	14,148
土岐市	44,273	14,758
各務原市	118,553	39,518
可児市	91,045	30,349
山県市	20,492	6,831
瑞穂市	44,079	14,693
飛騨市	18,234	6,078
本巣市	41,874	13,958
郡上市	31,070	10,357
下呂市	23,614	7,872
海津市	26,207	8,736
羽島郡	39,381	13,127
養老郡	21,606	7,202
不破郡	26,100	8,700
安八郡	18,961	6,321
揖斐郡	51,718	17,240
加茂郡	37,481	12,494